

平成２３年度税制改正に関する意見

平成２２年１０月
全 国 町 村 会

三位一体改革の結果、町村は、地域間格差が拡大し、極めて厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済・雇用情勢と相まって、地域の疲弊が深刻化している。

こうした中、活気に満ちた地域社会をつくるため地域主権改革への期待が高まっているが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠である。

よって、平成２３年度税制改正にあたっては、町村が円滑な財政運営を行うことができるよう、地域間格差の解消をはかり、町村税源を充実強化するため、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

１．国から地方への税源移譲等

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域主権の確立を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア．国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ．地方が担う幅広い社会保障サービスの安定財源を確保する観点から、地方消費税の充実等、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

ウ．地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

エ．国・地方間の税源配分のあり方の見直しにあたっては、分割基準等を改めて検討すること。

2．個人住民税の充実確保等

個人住民税は、町村における負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、所得税との税体系上の整合性の観点等に配慮しつつ、安定的に充実するよう措置すること。

3．法人住民税等の充実確保

法人税率及び中小法人の軽減税率を引き下げ場合には、法人住民税法人税割や地方交付税原資が減少することから、町村の歳入に影響を与えることのないよう、法人税割の税率水準や地方交付税率の引き上げ等により、確実な補てん措置を講じること。

4．固定資産税の安定的確保

固定資産税の負担調整措置のあり方及び適正な評価の検討にあたっては、固定資産税が収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることに鑑み、安定的に確保できるよう留意すること。

5．市町村たばこ税の現行税込総額の確保

たばこ税の将来に向かっての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税込総額に及ぼす影響等を見極めること。

6．ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

7．入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、個別間接税の課税のあり方の検討に際しても、現行制度を堅持すること。

8．地球温暖化対策税制の創設

「地球温暖化対策のための税」の検討にあたっては、町村の極めて厳しい財政状況や、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア．「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、現行の地方税財源の確保を前提とすること。

イ．石油石炭税の引き上げによる「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、地方の果たす役割を重視するとともに、地域の実情に沿った多様な取り組みを推進するため、「地方環境税」等一定の地方税財源措置を創設すること。

ウ．「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、ガソリンへの上乗せ課税分も含め、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付けること。

エ．森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

オ．「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全等を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ配分すること。

９．「環境自動車税」の創設

現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境自動車税」とする場合には、環境施策の推進において地方が大きな役割を担っていることを踏まえ、地方税とすること。

なお、市町村の財源である自動車重量譲与税は、現行の総額を確保した上で、自動車重量税の一本化による地方増収分の、都道府県と市町村の配分割合は、改めてルールを設定すること。

１０．地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等については、「基本方針」に沿って厳格な見直しを行うこと。

１１．過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換えの場合の課税の特例」及び「減価償却の特例」について、平成２３年４月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとすること。